

広報よこしば'94.12.1

遺族厚生年金と老齢基礎年金は 両方受けられますか？

しかし、遺族厚生年金については、遺族の人たちの老後保障の一部としての性格上例外が設けられており、65歳になると老齢基礎年金も併給できます。したがって、あなたの今掛けていたがつて、あなたの今掛けていたがつて、あなたの今掛けていたがつて、あなたの今掛けていたがつて、あなたの今掛けていたがつて、あなたの今掛けていたがつて、あなたの今掛けていたがつて、あなたの今掛けていたがつて、あなたの今掛けていたがつて、あなたの今掛けていたがつて、あなたの今掛けていたがつて、あなたの今掛けていたがつて、あなたの今掛けていたがつて、あなたの今掛けていたがつて、あなたの今掛けていたがつて、あなたの今掛けていたがつて、あなたの今掛けられました。

60歳になって、国民年金の保険料を掛け終わり、ほつとしている方は数多くいらっしゃると思っています。その中で、65歳になると自動的に老齢基礎年金が支給される”とお考えの方はおいで下さい。

なお、老齢基礎年金は、60歳を過ぎれば繰り上げて受給するこどもできますが、受給額が減額されるうえ、遺族厚生年金が65歳まで支給停止されますので、繰り上げ請求はしないほうがよいでしょう。

年金は、本人からの請求がなければ支給されませんので、65歳になりましたら、役場住民課年金係で請求手続きをして下さい。

これらの年金も、本人の請求がなければ支給されませんので、該当していると思われましたら、役場年金係にご相談下さい。

役場年金係 82-1111内線247

非核平和
宣言のまち

**年金は請求しないと
受けられません**

(先着12名)

●とき 12月17日 午後1時から

●ところ 町文化会館

●申し込み 12月10日までに、

町文化会館へお申し込みください。

(先着12名)

支給される年金

○通常

遺族厚生年金	
100%	老齢基礎年金
65歳	

○老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けたとき

支給停止	
遺族厚生年金	
58%	老齢基礎年金
60歳 65歳	



法律相談を開催します